

平成21年 第12回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成21年7月9日（木）午前10時6分

場 所：教育委員会室

平成21年7月9日

東京都教育委員会第12回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第48号議案及び 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外

第49号議案 1件について

第50号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 平成22年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の調査研究資料について

(2) 東京都教育委員会と5女子大学共同教職大学院との連携について

(3) 「子供の自尊感情や自己肯定感を高めるための教育」の研究について

委員長 木村 孟
(欠席)

委員 内館 牧子
(欠席)

委員 高坂 節三

委員 竹花 豊

委員 瀬古 利彦

委員 大原 正行

事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	大原 正行
	次長	影山 竹夫
	理事	岩佐 哲男
	総務部長	松田 芳和
	都立学校教育部長	森口 純
	地域教育支援部長	皆川 重次
	指導部長	高野 敬三
	人事部長	直原 裕
	福利厚生部長	秦 正博
	教育政策担当部長	石原 清志
	教職員サービス・特命担当部長	岡崎 義隆
	特別支援教育推進担当参事	高畑 崇久
	人事企画担当参事	中島 毅
(書記)	教育政策室政策担当課長	黒田 浩利

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長職務代理】 ただいまから、平成21年第12回定例会を開会いたします。

本日は、木村委員長、内館委員から御都合により御欠席との届出をいただいておりますので、職務代理者として、私が議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、東京新聞ほか3社、合計4社から、個人は、合計3名からの取材・傍聴の申込みがございますが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——許可いたします。それでは入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長職務代理】 本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長職務代理】 4月9日開催の前々回の第10回定例会の会議録につきましては、先にお配りして御覧いただいたと存じます。よろしければ、この場で御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第10回の会議録については御承認いただいたということにさせていただきます。

前回6月25日開催の第11回定例会の会議録を机上に配布してございますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第50号議案は人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第48号議案及び 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外
第49号議案 1件について

【委員長職務代理】 第48号議案及び49号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について、説明を、都立学校教育部長、よろしくお願いいたします。

【都立学校教育部長】 第48号議案及び49号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件についてでございます。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案を知事に依頼する議案及び同条例施設規則の一部を改正する規則を制定するため、議案を付議するものでございます。

「1 改正内容 (1) 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例」でございますが、条例では平成22年度新たに開校いたします都立学校の名称及び位置を定めることになっております。

アの中学校でございます。中学校と高校を接続して6年間の一貫教育を行う併設型中高一貫教育校として中学校を設置するものでございます。1番目でございますが、名称は東京都立富士高等学校附属中学校、位置は中野区弥生町でございます。2番目でございますが、名称は東京都立大泉高等学校附属中学校、位置は練馬区東大泉でございます。

イの高等学校でございます。1番目の東京都立総合芸術高等学校ですが、現在目黒区にございます東京都立芸術高等学校を改編して総合芸術高校を設置するものでございます。位置は新宿区富久町でございます。東京都立総合芸術高等学校につきましては、校舎の改築のため、平成21年度は開設準備室の所在地（現芸術高校敷地内）である目黒区に設置し、平成22年度から美術科及び舞台表現科は旧東京都立市ヶ谷商業高等学校の敷地、音楽科は現東京都立芸術高等学校の敷地を使用いたしまして、平成23

年度中に新宿区富久町に移転する予定でございます。

2番目の東京都立町田総合高等学校でございます。位置は町田市木曽町でございます。東京都立忠生高等学校全日制課程普通科と東京都立町田高等学校全日制課程家政科を発展的に統合して設置するものでございまして、総合学科高校として9校目の設置となります。

3番目の東京都立多摩科学技術高等学校でございます。位置は小金井市本町でございます。東京都立小金井工業高等学校全日制課程を改編して、2校目の科学技術高校を設置するものでございます。

ウの中等教育学校でございます。東京都立南多摩高等学校及び東京都立三鷹高等学校を改編して中等教育学校を設置するものでございます。6年間の一貫教育を同一の学校で行う学校で、都立高校改革推進計画に基づいて設置する中高一貫校の10校がすべて完成することになります。

エの特別支援学校でございます。1番目の東京都立南大沢学園ですが、位置は八王子市南大沢でございます。平成19年度開校の東京都立永福学園及び平成21年度開校の東京都立青峰学園と同様知的障害の軽い生徒を対象とした、就労を目指す就業技術科を設置する学校でございます。

2番目の東京都立久我山青光学園ですが、位置は世田谷区北烏山でございます。東京都立久我山盲学校と東京都立青鳥特別支援学校久我山分校を発展的に統合し、視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置して設置する学校でございます。

「(2) 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則」でございますが、規則では、分校、課程及び学科の名称及び位置を定めることとしております。

アの分校は、東京都立総合芸術高等学校駒場校舎についてですが、位置は目黒区大橋でございます。音楽科を暫定的に開校するため、名称と位置を定めるものでございます。

イは、東京都立総合芸術高等学校、東京都立町田総合高等学校及び東京都立多摩科学技術高等学校の名称、課程及び学科を定めるものでございます。いずれも全日制課程の高校で、東京都立総合芸術高等学校につきましては、美術科、舞台表現科及び音楽科を定めるものでございます。東京都立町田総合高等学校につきましては、総合学

科を、東京都立多摩科学技術高等学校につきましては、科学技術科を定めるものでございます。

ウは、2校の中等教育学校（後期課程）の名称、課程及び学科を定めるものでございます。いずれも全日制課程普通科でございます。

エは、特別支援学校でございます。東京都立南大沢学園につきましては、知的障害部門、高等部、就業技術科でございます。東京都立久我山青光学園につきましては、視覚障害教育部門及び知的障害教育部門を併置するものでございます。東京都立多摩桜の丘学園につきましては、東京都立南大沢学園の開校に伴い、高等部2、3学年を除き、児童・生徒が東京都立多摩桜の丘学園に学籍変更するため、知的障害教育部門の中学部と高等部を設置するものでございます。

「2 都議会に付議する時期（条例関係）」でございますが、平成21年第3回都議会定例会でございます。

「3 施行期日」でございますが、条例及び規則は公布の日から施行するとしております。規則につきましては、条例と同日付けで公布する予定でございます。別紙にそれぞれの学校等の資料をつけてございます。

説明は以上です。

【委員長職務代理】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。

これは以前に議論した話ですよ。

【都立学校教育部長】 それぞれのものについて、報告等は都度させていただいております。

【委員長職務代理】 都立高校改革推進計画の中で、まだ残っている学校はどこですか。

【都立学校教育部長】 中高一貫教育校につきましては、これで10校すべて完成いたしました。また、今回9校目の総合学科高校が開校いたしまして、残るのは（仮称）北地区総合学科高校1校です。これは、新たなタイプの高校ということでございます。

【委員長職務代理】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御

質問、御意見はございませんか。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——
では、本件につきましては、原案のとおり御承認いただきました。

報 告

(1) 平成22年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の調査研究資料について

【委員長職務代理】 報告事項（1）平成22年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の調査研究資料について、説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 平成22年度に都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部）で使用する教科書の調査研究資料を作成いたしましたので、本日御報告させていただきます。

原則として、小学校及び中学校については採択替えを行う年度に調査研究を行いまして、調査研究資料を作成することになっておりますが、高校につきましては、毎年、採択替えができることから、新たに検定を経た教科書が発行された年に調査研究を行うことになっております。今回、調査研究を行った教科書は、平成20年度に新たに検定に合格した普通教科のもの1点でございます。教科は理科、科目は生物Ⅱでございます。

報告資料（1）を御覧ください。「1 調査研究の対象となった教科書」、「2 調査研究の項目」、「3 『教科書調査研究資料』の取扱い」という形で記載しております。

また、裏面には平成22年度に都立特別支援学校の高等部で使用する高等学校用教科書の調査研究資料について、同様に記載しております。

調査研究資料の概要について、御説明させていただきます。

初めに、「平成22年度使用高等学校用教科書調査研究資料」を御覧ください。

2 ページには、採択の権限と教科書調査研究資料の役割及び調査の趣旨について記

載しております。「1 採択の権限と教科書調査研究資料の役割」の1点目ですが、公立学校の教科書を採択する権限は、所管の教育委員会に属しており、都立高等学校の場合は、東京都教育委員会に採択権限があることを示しております。

2点目として、東京都教育委員会は、調査研究資料を作成するに当たり、各教科書の特長が簡潔・明瞭に分かるように配慮していくことを示しております。

3点目は、各学校は、校長の責任と権限の下に校内に教科書選定委員会を設置して、調査研究資料を十分に活用し、各学校で教科書の調査研究及び選定を行います。東京都教育委員会は、学校の選定結果を受けまして、教科書を採択することになっております。

今回は、新たに検定に合格した教科書は東京書籍の高等学校理科（生物Ⅱ）のみでございますので、今までの教科書も併記して、資料としてお示ししております。

5ページには一括表をお示ししておりますが、理科（生物Ⅱ）の発行者、教科書の記号・番号、判型、総ページ数及び検定済年をお示ししております。9者から発行されておりますが、新たに検定に合格した教科書の発行者は一番下の東京書籍でございます。比較しやすいように、昨年度までに調査研究を行ったものを含めて6ページ以降に示しております。

6ページには、学習指導要領における理科（生物Ⅱ）の目標等について示しております。

7ページは、具体的な教科書の調査研究事項についてお示ししております。内容、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜の3項目について、表組みにしておりますが、これらの調査研究事項について調査研究を行ったということでございます。

8ページは、各教科書の内容、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜について、簡潔・明瞭に数値データとして、一覧表にまとめたものでございます。9ページから20ページまでは、特に理科（生物Ⅱ）で求められている課題研究の例示の項目名について、教科書ごとにまとめたものでございます。21ページから26ページまでは、「学習指導要領に示していない内容」を各教科書会社ごとに、お示した表でございます。「学習指導要領に示していない内容」は、発展的な学習を可能にするということから、平成15年12月の学習指導要領の一部改訂に伴い、平成16年度の調査研究資料

から調査項目に追加して調べております。

高等学校用の調査研究資料についての説明は以上です。

次に、「平成22年度使用高等学校用教科書調査研究資料（特別支援学校）」について御報告させていただきます。

1 ページは、特別支援学校高等部調査研究資料の構成（全教科共通）について示しております。調査研究の対象となる教科書については、先ほどの高等学校と同様で、平成20年度の検定において新たに合格した理科（生物Ⅱ）でございます。特別支援学校の高等部において使用する高等学校用教科書については、障害のある生徒の実情等を踏まえて調査研究を行っていくことが必要です。

「2 教科書の調査研究」は、高等学校と同様に、内容、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜について調べたものでございますが、障害のある生徒が、学習の見通しをもち、要点を押さえた学習ができるか、一単元の分量が多すぎることはないか、文字の大きさや文字量が障害のある生徒にとって適切であるか等についての観点を定めて調査したもので、4 ページ及び5 ページに一括表をお示ししております。

「3 『教科書調査研究資料』の取扱い」でございますが、この教科書調査研究資料は、各都立高等学校等に配布し、各学校に設置した教科書選定委員会において教科書を選定する際の資料として活用することといたします。東京都教育委員会においては、教科書調査研究資料及び各都立高等学校等の教科書選定結果等を総合的に判断いたしまして、各都立高等学校等で使用することが適当と認めた教科書を今後採択する予定でございます。

説明は以上でございます。

【委員長職務代理】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。

【瀬古委員】 今回は理科（生物Ⅱ）ですけれども、他の教科もすべてこのような資料があるのですね。

【指導部長】 はい。これまでに調査研究資料としてすべて示してございます。その冊子は各学校に配布しておりますので、今回、新たに理科（生物Ⅱ）だけを研究して各学校に配布いたします。

【瀬古委員】 新しいものができるということですね。

【指導部長】 そうです。

【委員長職務代理者】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――
―それでは、本件につきましては、報告として承りました。

(2) 東京都教育委員会と5女子大学共同教職大学院との連携について

【委員長職務代理】 報告事項(2) 東京都教育委員会と5女子大学共同教職大学院との連携について、説明を、引き続き指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 報告事項(2) 東京都教育委員会と5女子大学共同教職大学院との連携について御報告させていただきます。

5女子大学共同教職大学院から、東京都教育委員会と連携していきたいという申請がございましたので、東京都教育委員会といたしまして慎重に審査をし、その審査結果について取りまとめましたので御報告させていただきます。

まず、「東京都の教職大学院活用目的」についてでございます。専門職大学院の設置基準が平成19年4月から施行され、各県において、各大学がこういう教職大学院をつくってきた経緯がございます。東京都の教職大学院の活用目的には、「これからの学校づくりの有力な一員となり得る優秀な新人教員の養成・確保」、「東京都の教育の中核を担い得る教員や高い専門性と優れた行政感覚をもつ指導主事などを計画的に育成」という2つの大きな目的がございます。東京都教育委員会では、東京都教育委員会と連携したいという大学について、都が求めている内容を満たしているか審査をし、連携決定してきたところでございます。

「これからの学校づくりの有力な一員となり得る優秀な新人教員の養成・確保」は、それぞれの大学の学部卒業生について、2年間の課程で専門的な授業をしていくものでございます。

「東京都の教育の中核を担い得る教員や高い専門性と優れた行政感覚をもつ指導主事などを計画的に育成」につきましては、東京都教育委員会から現職教員、あるいは

管理職選考に合格した者を派遣し、現場に戻ってきて、中核を担い得る教員や、優れた行政感覚を持った指導主事の育成をしていくものでございます。

具体的には、現在私どもが行っているのは、2年間の課程を履修するストレートマスターは、教員採用選考に関して、大学推薦枠に教職大学院修了者を対象として追加していき、現職教員と管理職候補者を1年間教職大学院に派遣いたしまして指導主事の育成を図っていくものと考えております。

また、この教職大学院の実効性を確かなものとするために、東京都教育委員会は、連携したいという申請があった大学に対して、東京都教育委員会が共通科目及び学校における実習の一部の内容を指定しております。これは、都が一定の水準の内容を大学に求めるもので、東京都教育委員会では、連携したいという申請があった大学に関しては、すべての学生が学ぶ共通科目、実習科目の一部に東京都教育委員会が求める内容を示しまして、カリキュラムを作成し、実施するように求めているところでございます。

中段に平成21年度の各連携大学院の在籍者数を示してございます。創価大学、玉川大学、帝京大学、学芸大学及び早稲田大学の5大学の大学院と現在連携しているところでございますが、そこにお示ししているように、網かけのところが都の派遣で、創価大学から早稲田大学まで横に見てもらおうと計17名を都の派遣としている状況です。そして、管理職試験に合格した者、計15名を派遣している状況でございます。

冒頭申し上げましたけれども、平成21年2月に5女子大学の各学長から、共同教職大学院と東京都との連携の申入れがございました。5女子大学とは、大妻女子大学、実践女子大学、昭和女子大学、東京家政大学、日本女子大学でございます。

こういった教職大学院を設置したい大学につきましては、都や県の教育委員会と連携することが求められておりますので、審査会で審査することになったわけでございます。

なお、今までは単体の大学が大学院を設置するものでしたが、今般は、5つの女子大学が共同して大学院をつくるもので、文部科学省で平成20年11月に大学設置基準を一部改正いたしまして、複数の大学が教育研究・人材育成を実現するために、複数の大学で共同の教育課程を編成・実施できる仕組みを創設したものでございます。これ

を受けまして、5女子大学が連携していくという新たな取組を始めるという形になったものでございます。

5女子大学共同で教職研究科を設置し、5女子大学共同で教育課程を編成・実施します。また、日本女子大学の中に共同事務センターを設置します。教員はそれぞれの大学で教えますが、学生は5女子大学すべてに在籍する形になりますので、修了時には、5女子大学学長連名で学位（教職修士専門職）が授与されます。認可されれば、全国初の共同教職大学院となります。

具体的にこの5女子大学共同教職大学院から出されたものについて、審査をさせていただきました。

審査の視点として3つございます。教職大学院設置の基本的な考え方が東京都の求めるものと合致しているか、教職大学院で履修する内容に東京都の求めるカリキュラムが位置付けられているか、学生の定員に応じた指導体制が確保されているかの3点に分けて審査をさせていただきました。

1点目の東京都が求める基本的な考え方は、実践と理論の融合を図り、高度な専門性と実践的指導力を備えた新人教員の養成及び現職教員の育成で、これに関して5女子大学共同教職大学院設置概要は、実践と理論の融合を図り、高度な専門性と実践的指導力を備えた女性教職実践者の育成を基本方針に示しています。具体的には、女性教員の育成に特化しておりまして、女性教員独特のニーズや期待にこたえ、女性教員のキャリア形成を積極的に支える日本で最初の教職員研究科となります。こうした基本的な考え方は、東京都が求めているものと合致していると認定させていただきました。

2点目の東京都が求める内容がカリキュラムに位置付けられているかですけれども、共通カリキュラムと実習カリキュラムの2つに分けて御説明申し上げます。

共通カリキュラムについては、東京都教育委員会は、共通科目20単位のうちおおむね3割程度（6単位）の内容を指定し、教職大学院は、それをきちんとカリキュラム・シラバスに位置付けて指導するようにと示してございます。出された案についてでございますが、検討させていただいたところ、共通科目の内容に東京都教育委員会の求めている共通カリキュラムの内容が遺漏なく位置付けられています。共通科目は

12科目、24単位を設定していますが、90パーセント以上は都が指定している項目がきちんと入っていることが確認できました。

合わせて到達目標についても、ストレートマスター（学部卒業生）、現職教員、管理職候補者のそれぞれの段階に応じた到達目標がきちんと設定されています。一見、5女子大学の所在地が分かれているので、学生同士、学生と教授陣とのコミュニケーションがとりにくいのではないかという危惧はあるわけですが、こういった点についても、この大学院は学生と専任教員とが相互交流できるようなネットワークを形成し、きちんと対処しております。例えば、テレビ会議システムやインターネットを活用してのコミュニケーションネットワークを構築しております。また、時間割を曜日ごとに1つの大学に集めているので、学生があちらこちらに行くことがないような仕組みをつくっております。

また、共通科目の一部の授業で、すべての大学の学長、専任教員、学生が参加する1泊2日の合宿形式での講座も用意しております。

続きまして、実習カリキュラムについてでございます。特に、教育実習はストレートマスター（学部卒業生）にだけ求めているものでございますが、この実習カリキュラムについて審査いたしました。東京都教育委員会は、連携協力校での学校における実習の内容の一部を指定しており、その実習カリキュラムを大学がきちんと位置付けているかどうかを審査したところ、実習の内容に遺漏なく位置付けられていることがわかりました。特に、この5女子大学共同教職大学院においては、1年時と2年時に分けて実習を行います。1年時前期には、4週間の実習をまとめて集中的に行い、1年時の後期には、毎週火曜日、10回ほど連携協力校に行って実習を行います。2年時は、前期・後期という分けではなく、通年で毎週火曜日、15回ほど実習を行います。したがって、約2カ月弱というかなり多くの実習日数を確保しております。

5つの大学がばらばらだというイメージが懸念されるわけですが、実習の充実を図るために、各大学の委員から成る共同教職大学院教育実習委員会を設置するという形になっております。

3点目の、指導体制が確保されているかです。東京都教育委員会は、学生の定員及び指導体制の確保、教員数及び実務家教員の配置などを求めていますので、この実

務家教員のうち、指導主事を経験した者と学校長を経験した教員等学校関係者で大学の教授となっている者がどのぐらいいるかを調べてみました。定員は30名、ストレートマスター17名、教職経験者3名、現職教員10名で、教員数は、専任教員15名のうち実務家教員が6名です。

この大学のもう一つの特徴として言えることは、学部卒業生（ストレートマスター）を17名、現職教員を10名養成していくとともに、実際、教職経験があり、子育て等で退職した教職経験者3名のうち、再度教職の復帰を目指したいという教職再チャレンジ教員枠3名を設けております。この大学では、こういった特色ある定員を定めています。

以上、これらの視点で審査をさせていただき、十分にこたえ得るということで、東京都教育委員会といたしましては、5女子大学共同教職大学院との連携を開始したいと考えています。

ただし、これは文部科学省から設置認可が正式におりたことによって効力が発するものですので、10月末に文部科学省の設置認可がおりましたら、東京都教育委員会といたしましても協定締結を12月に行っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長職務代理】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

【竹花委員】 具体的に彼らが勉強する教室はどこですか。

【指導部長】 大妻女子大学、実践女子大学、昭和女子大学、東京家政大学、日本女子大学、それぞれの大学で講座を開設いたします。特に、共通科目につきましては、曜日を固定いたしまして、ある一つの大学で授業を受け、選択科目はそれぞれの大学で授業を受けるという形になります。

【竹花委員】 専任教員は15名ですけど、どこの大学の方ですか。

【指導部長】 5女子大学に所属する専任教員あわせて15名です。

【竹花委員】 疑問があるのは、現在ある教職大学院についての十分な候補者が確保されているのかどうかということです。行きたいという人たちがストレートマスターを中心にどの程度いるのかということが、まず一つあると思います。そういうニー

ズが多くないのに、学生を集めるためにいろいろ行って、なお東京都は他の大学とも連携しようというのは少し違うのではないかと思います。

もう一つは、現職教員も出してくださいということでしょうけれど、現職教員をこれだけ出す価値があるのかについても、もう少し検討する必要があると思います。

教職大学院にたくさんの学生に来ていただくのはいいのです。既存の5大学に5女子大学の人たちが来る道を閉ざされているわけではないと思いますが、なぜわざわざ共同教職大学院との連携をしなければならないのかについて、指導部としてはどのように考えておられますか。

【指導部長】 まず、定員の確保についてでございます。5女子大学共同教職大学院は定員を30名と設定しているわけでございますけれども、特にストレートマスターにつきましては、5女子大学の卒業生で教員につきたいという希望を持つ学生の数を考えますと、5女子大学で17名は確実に確保できると思います。

現職教員につきましては、先行実施している創価大学や早稲田大学についても同様ですが、都から派遣している者のほか、ほかの県から派遣されている教員も含まれており、その辺の需要についてきちんと大学も把握しておりますし、東京都教育委員会でもそこはきちんと聞き取らせていただいて、定員については問題ないと判断させていただきました。

もう1点でございますが、すべて申請があれば認めていくという形でははく、きちんと審査をしていくということで、大学の関係者に来てもらい、対面での聞き取り調査をさせていただきました。

その中で優秀な教員を大学で養成していきたいという熱い意欲を感じました。学部卒業生（ストレートマスター）についてはきちんとやっていくとともに、できるだけ東京都教育委員会と連携して、教員をきちんと養成していきたいという意欲に燃えているということでございます。

【竹花委員】 最初のお答えはお答えになっていないのではありませんか。先行している5つの大学の定員数は、この程度のものでしか確保できないのではありませんか。今の教授陣の数からすれば、学生の数はもっと多くていいはずですよ。そうすれば、教職大学院の運営も楽になります。そういう事情をいずれの大学も抱えていると

思います。そういう大学をきちんとさせないで、大学院をつくるのは自由ですけど、東京都がそこに連携をしようとするのはいかななものかと私は申し上げているのです。

各大学でいい教員を養成したいと思っているのは良いことですが、それは大学の教育学部で一生懸命やってもらって、卒業者を既に取り組んでいる既存の教職大学院に入れていけばいいわけで、それ以上のことを東京都として配慮する必要はないのではありませんか。きちんと価値判断をしてください。既存の5大学で取り組んでいる教職大学院の将来展望もよく考えた上で、単に数を増やせばいいというものではないのですから、まず既存の教職大学院の定員をしっかりと確保させて下さい。帝京大学は、ストレートマスターは10名で、先生がどれぐらいいらっしゃるのかわかりませんが、こんな非効率なことをやっているとはいけいではないでしょうか。その上、また別のところが増えますというのは、教育効果という点から言っても、いかなものかと思ひます。

東京都は現職教員をたくさん派遣していますけど、この教職大学院に一定の生徒の数が必要だということの一つの背景にしていると私は考えています。そうだとすれば、更に現職教員を教育現場から切り離して派遣することに大きな意味があるのかについても考え直さなければいけない時期に来ているのではありませんか。

そういうことをきちんと考えないで、新しく教職大学院をやりたいと言っていますから連携しますというのは、得策ではないのではありませんか。そこをよく検討してほしいと思ひます。今のままでは、私はこれに反対します。

【委員長職務代理】 今、竹花委員のおっしゃったように、教職大学院というのが、ほかの大学の教育学部とどう違うのか、イメージとしてはっきりしていないところもあります。ですから、教職大学院へ行ったら特別こうなるということを教育庁でも把握していただいて、だから関連して取り組んでいくということでないで、なんとなく教職大学院ができたということで申請があったから対応しているという受け身の印象がぬぐえません。

もう一つは、指導主事などを計画的に育成すると資料に書いてありますが、この指導主事を計画的に育成するために、本当にこれだけでいいのでしょうか。指導主事を

育成するといっても、今、本当に東京都が必要としている指導主事の数から見れば、ほんの一握りであって、この数では全然足りないわけです。ですから、指導主事を本当に育成するなら、育成する全体のプログラムのビジョンを示してもらって、そのうちでこれをどう活用するかをもう一度詰めてもらったらいかがでしょうか。そうしないと、こういう取組が、なんとなくおざなりか受け身になって、東京都として積極的に実施していく必要性が感じられません。

【指導部長】 教職大学院は設置基準が定められて、取組を平成20年度に開始したばかりです。今年の春に帝京大学以外の4大学の教職大学院の成果についてまとめ、教育委員会で報告をさせていただきました。各大学でかなり工夫を凝らしておりまして、ストレートマスターについても、現職教員についても、それぞれ別のメニューを設け、都が求めている共通カリキュラムをこういう形で示してございますので、これが実際どう行われているのかをきちんと確認させていただいたところ、基本的にきちんと実施しております。ただ、ストレートマスターについては、今ちょうど2年目に入った段階でございますから、ストレートマスターから教員になっている者もまだいない状況です。

指導主事の育成ということでございますが、確かに指導主事本体とすればもっとたくさん必要ですけれども、その中でも特に行政感覚の優れた核となる指導主事を育成していくということで、すべてを教職大学院に任せるという話ではありません。様々なスキームの中で指導主事については別に育成をしていくということもあります。

今、御指摘もございましたけれども、申入れがあったので、きちんと審査したわけで、私どもは、ただ単に連携を求める大学院を認めているわけではありません。連携協力校において実習もたくさん実施してもらわなければいけないですし、そこで児童・生徒ときちんと関わってもらい、学校経営とは何なのかもきちんと知ってもらわなければいけません。さまざまなことに取り組んでいるわけでございますけれども、取組がまだ始まったばかりのものであるということについては、御理解いただければありがたいと思います。

【委員長職務代理】 教職員を教職大学院へ派遣し、実際の教員の仕事から一度離れて勉強するという仕組みについては、私は反対ではありません。そういうことをあ

る時期に経験させることが優秀な指導主事を育成するためには必要だとは思いますが、それでも、そのためには、教職大学院への派遣がどの程度効果があるのでしょうか。できたばかりだからというのであれば、それもそうですが、そここのところを考えていただきたい。

この間、香港の日本人学校の中学校の校長先生と話したら、指導主事に香港に来てもらって、仕事をさせたら、きっといい指導主事になりますという話でした。日本人学校への派遣というのは文部科学省の枠があるのかもしれないけど、キャリアパスとして何が幾つあるのか、その中でどう使っていくのかもあわせて考えてもらったら、どうでしょうか。

人材についても、地方の大学から出てきた人を雇わないと数が足りないと言っている時代だから、そこも含めてどういうふうにするのか教えてください。東京の教職大学院から出たストレートマスターは、どういう立場になっていくのか検証してください。

【指導部長】 それはきちんと検証していきたいと思っています。現在、1年課程の現職教員がまた現場に戻ってきておりますけれども、該当校の校長に聞きますと、1年間でかなり成長して、学校経営の中核をなすようになってきている、とてもありがたい、いい制度であるという評価をいただいております。当然のことながら、A選考、B選考を受かった者が管理職候補者として1年間行っているわけでございますけれども、本庁でも指導主事として極めて優秀に仕事をしておりますので、そういった点はよかったと考えております。

【竹花委員】 これは文部科学省の取りもちでつくったわけですから、文部科学省の施策に私たちは協力をして、応分の人的、あるいは予算面での御協力をしているわけです。それはそれでうまくやっていかなければいけないですし、この教職大学院がマイナスばかりを抱えているとは思いません。積極的な側面もあると思います。しかし、2年間近くやってきて、これからどうするかを本格的に考えなければいけないときに、幾つもの矛盾があるということについてもしっかりととらえておかなければいけないと思います。例えば、ストレートマスターで来ている人たちは、大学4年間を終了し、どこかの教員採用試験を受けて不合格になった人たちが大半でしょう。合格

になった人たちは現職で働いていらっしやる。不合格になった人たちが、この教職大学院で2年間勉強する。それは、東京都の教職大学院活用目的の「これからの学校づくりの有力な一員となり得る優秀な新人教育の養成・確保」に沿っているのかということとは絶対的な矛盾だと思います。

もう一つは、現職教員の中に、仕事として行っていらっしやる方と、そうでない方がいらっしやるみたいです。早稲田大学に15名の現職教員が行っていますが、東京都が派遣しているのは4名です。待遇に差があるのでしょうか。東京都から派遣しているわけですから、給料、授業料はどうなっているのですか。

【指導部長】 今年度から現職教員に対して、その学費の一部である約90万円の措置をしております。

【竹花委員】 それは東京都派遣である者も、そうでない者もそうですか。

【指導部長】 東京都の現職教員だけです。

【竹花委員】 他の11名の教員はどうして東京都派遣として待遇されないのですか。

【指導部長】 早稲田大学には15名の現職教員がおりますけれども、東京都からの派遣は4名です。他の11名につきましては、各県、あるいは市の教育委員会から派遣されている現職教員です。

【竹花委員】 東京都の現職教員は給料も払い、かつ授業料も全員払っているわけですか。それは平等なわけですね。

【指導部長】 そうです。

【竹花委員】 わかりました。

先ほどの、勉強してよくなって帰ってきているというのは当たり前のことではありませんけれども、現職の人たちを次のベースに上げていくのに1年間勉強させるというのは、日本では、ほかの組織ではまずないと思います。外国まですべてよく知りませんが、韓国の企業は、一部にそういう企業もあるそうです。私の知っている警察大学校でも、警部に上げるのは、かつては1年だったのですけれども、いろいろな事情の中で、今は半年になっています。それにもかかわらず1年間勉強させるというのは、もしこの目的のためであれば長すぎると思います。

そういう点を含めて、柔軟に見直すことを考えるべき時期に来ています。もちろん教職大学院のいいところを残したいと思いますし、ここを卒業してきた人たちは相当勉強してくるわけですから、できるだけ東京都教育委員会に採用したいとは思いますが、どれほどの力点を置くのか、これ以上上げるのかについては、そういう今の状況を踏まえて考えていかないといけないのではないのでしょうか。何もかも手を広げれば、一生懸命やりますよという話ではないように思います。そういう点で、この問題も冷静に考えていただくよう要望します。

【指導部長】 今、竹花委員からお話がありましたけれども、現職教員の在学期間につきましては、専門職大学院の設置基準の中で、課程は2年、1年と定められ、単位数についても定められております。目的についても、都が示している目的とほぼ同様でございます。東京都教育委員会でもその設置基準に基づいているものですから、設置基準が変わらない限りにおいては、最短で1年、特にストレートマスターの場合は必ず2年を課すことになります。法律が変わらないと期間については変わりません。

【竹花委員】 設置基準を変えてもらえばいいのではありませんか。変えてもらえなければ、東京都は現職教員を派遣しませんということにすればいいわけです。必ず派遣しなければならないということではないでしょう。

できるだけたくさんしっかり勉強してもらおうというなら、1年を半年にして、2倍の数を出すことも可能で、そういう基準を認めてもらってもいいはずですよ。それはそれで文部科学省と十分な協議もしていき、要望もしていかないと変わっていきませんから、今の実施状況をよく検討した上でお考えになったほうがいいと思います。今、実施している部分もこれからどうしていくかがよく定まっていかない状況の中で、どうしてさらに広げるのでしょうか。しかも、条件は悪い。先生は、いろいろなところにおいて、一つのところに集まる期間は非常に少ないものを、なぜわざわざ認めなければならないのでしょうか。5女子大学の卒業生に、この5大学に来てもらえば十分ではないのでしょうか。全く道は閉ざされていないのにどうしてなのかというのが、私の素朴な疑問です。その疑問に答えられるものでないと、これはいかがなものかと思っていることを、繰り返しお話を申し上げておきたいと思っています。

【委員長職務代理】 報告事項として承りましたけど、今の意見を参酌して、もう一度考えを深めていただいて、いずれまた報告をしてください。

【指導部長】 わかりました。

【委員長職務代理】 この5女子大学から東京都の教職員として何人ぐらい受け入れているのか、もしわかれば教えてください。後で結構です。

また、前に提携した大学も合わせて教えてください。

【指導部長】 わかりました。

【委員長職務代理】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——
それでは、本件につきましては、報告として承りました。

(3) 「子供の自尊感情や自己肯定感を高めるための教育」の研究について

【委員長職務代理】 報告事項(3)「子供の自尊感情や自己肯定感を高めるための教育」の研究について、説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 報告事項(3)「子供の自尊感情や自己肯定感を高めるための教育」の研究について御報告させていただきます。

平成21年度の研究の概要がまとまりましたので、御報告させていただきます。

報告資料の左上に、自尊感情や自己肯定感に関する意識調査の結果を示しております。本調査は、「東京都教育ビジョン(第2次)」にもお示ししておりますとおり、子供の自尊感情の形成に係る研究を行っていくということで実施したものでございます。平成20年度については基礎研究を東京都教職員研修センターで行いました。その中心となるものの1つとして、研修センターで自尊感情や自己肯定感に関する意識調査を、約12,740名に対して集団質問紙調査法に基づいて行いました。

特記すべきこととして、さまざまな項目の意識調査を行いましたが、そのうちの2つについてここに示してございます。

「自分のことが好きだ」「私にはよいところがあります」という質問項目でそれぞれ調査したところ、「自分のことが好きだ」の質問項目で、小学校1年生から小学校

6年生まで、「どちらかというと思わない」「思わない」という否定的傾向を示す児童の割合が順に高くなってきています。中学校においても、中学校1年生で57パーセント、中学校2年生で61パーセント、中学校3年生で52パーセントという形で、中学生のクラスの半数以上は、自分のことが好きとは思っていないという調査結果が出ております。

「私にはよいところがあります」という質問についても否定的傾向はどのぐらいか調査をしました。同じく表にパーセントで示してございますけれども、小学校からだんだんに増え、自分にはよいところがあるとは思わないという生徒が、特に小学校6年生では30パーセント、中学校3年生では31パーセントという数になっています。10名に3名ということになるわけでございます。

「私にはよいところがあります」という質問で否定的傾向について研修センターが調査した結果については、「平成20年度全国学力・学習状況調査」とほぼ同値の数字が出ております。これは文部科学省の調査で、「自分にはよいところがあると思いますか」という調査をしているわけでございますが、小学校6年生で27.9パーセント、中学校3年生で39パーセントの児童・生徒が否定的な傾向を示しており、これは先ほどの研修センターの調査結果とほぼ一致する結果となっております。

さまざまな調査結果についても今回調べてみました。まず内閣府の調査でございます。平成12年に実施した「低年齢少年の価値観等に関する調査」、平成19年に実施した同種の「低年齢少年の生活と意識に関する調査」を比べますと、自尊感情が低下傾向にあることが明らかとなっております。小学生で平成12年の調査時点では、グラフで示しているように、10パーセントをちょっと切っているぐらいでございますけれども、平成19年の調査になりますと、「自分にまったく自信がない」と答えている児童が15パーセントを超えて、この差が8.2ポイント高くなっております。中学生も同様に、平成12年のときと平成19年を見比べますと、11ポイント増加していることがわかりました。このことにより、自尊感情は低下傾向にあると私どもとして分析をさせていただきました。

次に、「第7回世界青年意識調査」ですが、これも平成16年1月に内閣府が行ったものでございますけれども、自分に「誇れるものはまったくない」と答えている日本

の若者は8パーセントを超えております。ドイツは1パーセント強で、ドイツの約4倍と、自尊感情については他国よりも低いということがわかりました。同様に、日本青少年研究所が実施している「中学生・高校生の生活と意識調査」でございますけれども、「自分はダメな人間だと思う」かどうか、日本、韓国、中国、米国と比較したものでございますが、日本においては「まあまあ思う」と「とても思う」を合わせますと、約56パーセントとなって、中国、アメリカと比べれば格段に高い数値になっています。

こういった数値データをもとに、きちんと課題をとらえるための研究をしていかなければいけないということで、研修センターで実態調査を行ったわけでございますけれども、1番目として、自尊感情の定義付けと、こういった尺度を確立していくのかをきちんと研究していく必要があります。2番目として、心理的な側面以外に感情発達に大きく関わると言われている脳科学の側面の両方から迫っていかないといけないということで、大学と連携した共同研究を推進する必要があると考えました。

3番目といたしまして、実態調査の結果から、小学校で学年が進むにつれて意識が低下するというので、小学校の連携協力校に具体的なさまざまな取組を行っていただいて、こういったときに自尊感情が低かったり、こういったときに高まるのか、具体的な検証をお願いしたいと思います。

こうしたことから、自尊感情が低い原因を明らかにするとともに、高めるための指導の在り方を研究していく必要があるということで、平成21年度の研究を行いました。

研究のねらいといたしましては2点ございます。まず、自尊感情を高める教育内容や指導方法等の在り方に関する研究を行ってまいります。また、指導の改善に資する指導資料の開発を行っていきます。

研究の視点として2つ設けておりまして、1点目は「児童・生徒の発達と自尊感情との関連の明確化」があります。これにつきましては、大学との共同研究がふさわしいということで、慶応義塾大学をお願いをしていきたいと考えております。2点目の「自尊感情を高める教育内容や指導方法の開発」につきましては、連携協力校を設置していきたいと考えております。自尊感情に関する研究実績があり、大規模校である

地域や保護者の関心が高く、理解が得やすい学校ということで、大田区立小池小学校を指定したいと思います。同校につきましては、平成19年度から自己肯定感をテーマに校内研究を行って、さまざまな取組を行っている学校でございますので、連携協力校として設置したいと考えてございます。

特に、平成21年度の研究の体制・計画ですが、本日、御承認いただいた後に研究推進本部を設置してまいりたいと考えております。研究推進本部を中心といたしまして、研修センターにおける研究と大学における研究と連携協力校における研究の3つを束にした形で総括して、研究を推進していきたいと考えております。

具体的には、4つほど示してございます。まず、自尊感情の定義及び尺度を明確化し、自尊感情の高まりを多面的に分析していきます。次に、連携協力校での意識調査で自尊感情が高まる要因を分析し、「教師の効果的な働きかけ」など自尊感情を高める有効な指導方法の開発を行っていきます。

平成22年度以降の年次計画についてですが、平成22年度の連携協力校については、小学校だけではなく、公立学校4校（幼稚園、小学校、中学校、高校）の4校種に指定を拡大していくという形で考えてございます。

研究のスキームについては、「東京都教育ビジョン（第2次）」で年次計画で示されている計画を踏まえて行っていく予定でございます。

説明は以上でございます。

【委員長職務代理】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。

【瀬古委員】 世界青年意識調査の「誇れるものはまったくない」という海外との比較ですけれども、当然日本人の性格がここにあらわれていると思います。本当はそうだと思っても、日本人は口に出したり、表現にあらわすのが下手です。また、武士道の精神があって、自分は自信があるということを表面に出すのが下手なので、この数字と海外の数字を比べて、そうかといったら、また違うと思います。

【指導部長】 極めて大切なお話をいただきました。確かに日本人の国民性から考えますと、そういった面もあるのではないかと指摘されているところでございますから、そういったものも含めまして、これから研究をしていきたいと思っております。

【瀬古委員】 スポーツの世界で言うと、私も現役中、「マーフィーの成功法則」をよく読んで、やはり前向きな考え方をしなければいけない、絶対に否定的な考え方をするなと思って、勝つとか、絶対に自分は大丈夫だとか、そういう前向きな考え方をしていました。確かにそういう人のほうが成績もいいし、競技で勝つこと、自己新記録を出すことが多いので、先生たちも、否定的なことは言うなとかを指導していくのも大事かと思います。口で言うとその気になって、負けると言うとなげてしまいます。ゴルフでも、池に入るかと心配すると池に入る、バンカーに入ると言うが入るのです。やはり言葉というか、そういう考え方がすごく大事なので、それも少し教育の中に入れていただきたいと思いました。

【指導部長】 お話のあった点について、取り組んでいきたいと思います。

【竹花委員】 2つ要望をします。余り学問的な研究にせず、実務的なものにしてほしいです。その観点からいくと、学校における教え方、あるいは原因を探る際の態度について、生徒自身の家庭の状況だとか、取り巻いている状況も少し考えてみてください。プライバシーに属する部分もあるので限界があるとしても、そこを配慮しないと、正しい原因の把握はできないだろうと思います。非常に厳しい家庭状況の中で生きている子供たちは、それなりに自分に対するマイナスのイメージを持ちがちだということもあるだろうと思います。そこを避けて原因をつかもうとすると、抽象的な中身しかつかめないだろうと思います。そういう家庭の状況も乗り越えていくような大人社会の在り方がないと、子供たちの今のこの状況は変えていけないだろうと思いますので、そういう点も考慮した上でやってもらいたいと思います。

もう1点は、外国の子供たちが日本の子供たちと少し違うようだということが見えているわけですが、どうしてかを考えることも1つの参考になるだろうと思いますので、日本の国内の子供たちのことばかり調べるのではなくて、外国の子供たちの状況を調べてみて、あるいはそこの実感から、なるほどこういうところが違うという比較をしていただければ、もう少し問題が明確になるのではないかと思います。その点もあわせて研究の素材にさせていただくようお願いいたします。

【指導部長】 承りました。

【瀬古委員】 日本が一番多くなっていますけど、もっと多い国があるのですか。

【指導部長】 この調査はそこに示している国だけでやっておりますので、日本が一番高いという結果になっております。この調査では、日本、韓国、ドイツ、スウェーデン、アメリカの比較でございますので、30何カ国全部やったものではございませんから、これでしかわかりませんが、この中では日本が一番高いということです。

【瀬古委員】 多分アフリカへ行っても、こんな高いところはないと思います。アフリカのようなあんな貧しい国でも、多分もっと自分の国を誇っていると思います。

【竹花委員】 比較の調査は難しいですね。

【瀬古委員】 国民性がありますから、難しいですね。

【竹花委員】 ただ、ちょっと元気がない。おっしゃるように前向きじゃない子供たちが結構いるのではないかと感じますよね。

【瀬古委員】 ブラジルとか、ラテン系の国はみんな誇っているんじゃないですか。

【委員長職務代理】 今、竹花委員がおっしゃった外国との比較と同時に、連携協力校が1校で本当にいいのかと思います。この間も、小学校の校長先生とのミーティングをやりましたら、進学とかその他について、東京都内の地区によってものすごい差があるわけです。下町の方は9割以上は公立へ行く。ところが、都心の有名小学校になると7割以上が私立へ行くという状態もあるわけです。そうすると、大田区の1校だけでこういう自尊心を調べるのもいいのかもしれませんが、東京都の中のばらつきを余りお金もかけずに、手間暇かけずに比較して、地域によってどういうばらつきがあるかもわかればと思います。例えば、江戸川区の方の学校に行くと、我が校の卒業生ということで、王貞治とか、あるいは高橋投手とか、スポーツ新聞が貼ってあるわけです。ところが、この辺の小学校では、掲示板にもうちょっと違うものが貼ってある。そういうことが何か影響しないのか。墨田区とか江戸川区の方の方がかえって自尊心があるかもしれない。ところが、千代田区だとか文京区では、親ががんがん言うから、かえって自尊心がなくなるとか、そういうことが、もしわかればということで、頭の隅に入れておいてください。僕の個人的な希望です。

【指導部長】 連携協力校につきましては、今の御指摘を踏まえ、平成22年度以

降、4校種に拡大していきます。

【委員長職務代理】 これは幼・小・中・高の4つでしょう。そうではなくて、同じのを横にという意味です。

【指導部長】 そういうことも踏まえて、平成22年度以降の課題とさせていただければと思っております。

【委員長職務代理】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

7月23日(木) 午前10時 教育委員会室

8月27日(木) 午前10時 教育委員会室

(2) 全国都道府県教育委員会連合会 委員長協議会・教育長協議会第1回総会

7月13日(月)及び14日(火) ホテルセンチュリー静岡

【委員長職務代理】 それでは、政策担当課長、今後の日程についてよろしくお願ひします。

【政策担当課長】 定例教育委員会の予定でございますけれども、次回は7月23日木曜日、午前10時から教育委員会室において、8月13日木曜日は、現在のところ案件がない予定です。したがって、次々回は8月27日木曜日、午前10時から同じく教育委員会室において開催を予定してございます。

また、全国都道府県教育委員会連合会、委員長協議会・教育長協議会第1回総会が、7月13日月曜日及び14日火曜日、静岡市で開催されます。木村委員長と大原教育長に出席いただく予定でございます。

日程については以上でございます。

日程以外の発言

【委員長職務代理】 ほかに何かございませんか。よろしゅうございますか。——
—〈異議なし〉——

それでは、非公開の審議に入ります。

(午前11時18分)